

川越市国民保護計画新旧対照表

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
1-3	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <p><u>基本的人権の尊重</u></p> <p><u>国民の権利利益の迅速な救済</u></p> <p><u>情報の伝達と共有化の確保</u></p> <p><u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u></p> <p><u>市民の自助・共助</u></p> <p><u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u></p> <p><u>指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、県及び市から提供される情報も踏まえ、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</u></p> <p><u>また、日本赤十字社が実施する県の救援措置に対する協力や団体あるいは個人のボランティア活動の調整などの国民保護措置について、市は日本赤十字社の人道的特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として放送する警報、避難の指示、緊急通報の内容については放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。</u></p> <p><u>災害時要援護者の保護</u></p> <p><u>国際人道法的確な実施の確保</u></p> <p><u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u></p> <p><u>準備体制の充実</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <p><u>国民保護措置実施体制の確立及び連携</u></p> <p><u>準備体制の充実</u></p> <p><u>情報の伝達と共有化の確保</u></p> <p><u>災害時要援護者の保護</u></p> <p><u>市民の自助・共助</u></p> <p><u>基本的人権の尊重</u></p> <p><u>国民の権利利益の迅速な救済</u></p> <p><u>国際人道法的確な実施の確保</u></p> <p><u>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</u></p>	<p>それぞれの項目を国の基本指針の記述順序と整合</p> <p>特に本計画の根幹的な事項である基本的人権の尊重を第1番目に記述</p> <p>国の基本指針、県の国民保護計画との整合を図るため、「指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障」について、新たに記述</p>

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
1-4-2	<p>第4章 川越市の概況 第2節 社会的特性</p> <p>本市の昼夜間人口比率は、平成17年国勢調査によると96.5%となる。</p> <p>また、本市からの流出人口は90,666人で、そのうち東京都への通勤・通学者は38,032人(41.4%)である。昼間は東京に多くの市民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し提供することが重要となる。</p> <p>また、交通機関に関しては、本市は、鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道が担っている。</p> <p>また、バス輸送に関しては、市内には3の乗合バス事業者(平成22年4月1日現在)が、68系統(平成22年4月1日現在)のバスを運行している。</p> <p>特に都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は、著しいものがある。このため、テロ等により列車やターミナル駅が爆破等された場合には、甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p>また、幹線道路として関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道16号、254号があり、大量の車両が通行している。</p> <p>市内の自動車交通量は、人口の増加に加え、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加した。そのため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられる。都市部においては、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。</p> <p>また、本市には、原子力発電所は所在しないが、国民保護法が定める生活関連等施設(浄水施設など市民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物施設)が市内全域に所在している。</p> <p>こうした施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	<p>第4章 川越市の概況 第2節 社会的特性</p> <p>本市の昼夜間人口比率は、平成12年国勢調査によると93.7%となる。</p> <p>また、本市からの流出人口は97,196人で、そのうち東京都への通勤・通学者は43,825人(45.1%)である。昼間は東京に多くの市民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し提供することが重要となる。</p> <p>また、交通機関に関しては、本市は、鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道が担っている。</p> <p>また、バス輸送に関しては、市内には3の乗合バス事業者(平成18年4月1日現在)が、53系統(平成18年4月1日現在)のバスを運行している。</p> <p>特に都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は、著しいものがある。このため、テロ等により列車やターミナル駅が爆破等された場合には、甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p>また、幹線道路として関越自動車道、国道16号、254号があり、大量の車両が通行している。</p> <p>市内の自動車交通量は、人口の増加に加え、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加した。そのため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられる。都市部においては、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。</p> <p>また、本市には、原子力発電所は所在しないが、国民保護法が定める生活関連等施設(浄水施設など市民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物施設)が所在している。</p> <p>浄水施設等は市営のものが8か所ある。</p> <p>消防法上の危険物質を取り扱う施設は985か所、毒劇物取扱施設数は167か所あり、いずれも市内全域に所在している。(平成18年4月1日現在)</p> <p>こうした施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	データの時点修正

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
2-1	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第1章 情報収集、伝達体制の構築</p> <p>第1節 通信の確保</p> <p><u>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</u></p> <p><u>このため、市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備</p> <p><u>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p><u>市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1)市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>(2)市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。</u></p> <p>-</p>	<p>第2編 平時における準備編</p>	<p>1 「第1節 通信の確保」を設け、情報伝達的手段として今後整備が予定されているJ-ALERTや県内全市町村で運用されているEm-Netについて新たに記述</p> <p>2 「第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備」については、平時においても体制の整備等、事前準備が必要なため、新設</p> <p>3 「第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」については、避難場所や医療機関などに関する基礎情報の把握や安否情報システムへの習熟など平時においても事前準備が必要なため、新設</p>
2-2	<p>第2章 迅速な初動体制の確保 (以降各章繰り下げ)</p>	<p>第1章 迅速な初動体制の確保</p>	

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
2-4	<p>第4章 避難の指示</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>第2節 避難人数の把握</p> <p>第3節 避難の指示の周知</p> <p>第4節 避難住民集合場所の指定</p> <p>第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>第6節 避難のための交通手段の確保</p> <p>第7節 避難候補路の選定</p> <p>第8節 避難住民の運送順序</p> <p>第9節 道路啓開の準備</p> <p>第10節 避難住民等に対する住宅の確保</p> <p>第11節 退避場所の把握</p>	<p>第3章 避難の指示</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>第2節 避難人数の把握</p> <p>第3節 避難の指示の周知</p> <p>第4節 避難交通手段の決定</p> <p>第5節 避難路の選定</p> <p>第6節 運送順序の決定</p> <p>第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>第8節 被災者に対する住宅供給対策</p> <p>第9節 避難住民集合場所の指定</p> <p>第10節 道路啓開の準備</p> <p>第11節 退避場所の把握</p>	<p>県の国民保護計画に合わせ、避難の手順に沿った記述順に変更</p>
2-4-1	<p>2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>ウ 乗り物の中にいた場合</p> <p>(ア) 車の中にいた場合</p> <p>・ 車を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所(やむを得ず道路上に駐車して避難する時は、できるだけ道路の左側)に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。</p>	<p>2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成</p> <p>(2)弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用したミサイル攻撃からの避難の4パターンについて作成するものとする。</p> <p>避難実施要領に盛り込む内容は、以下のとおりとする。</p> <p>弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>ウ 乗り物の中にいた場合</p> <p>(ア) 車の中にいた場合</p> <p>・ 車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。</p>	<p>県の国民保護計画に合わせ、武力攻撃事態の事前と事後に分け、避難実施要領の内容を具体的に記述</p>

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
2-4-1	<p><u>着弾後</u> <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。</u> <u>ア 核兵器の場合</u> <u>(ア)核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</u> ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。 (略) <u>(イ)放射性降下物の～ (以降順次繰り上げ)</u></p> <p>(3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難 <u>攻撃開始前</u> <u>必要に応じて事前に退避の指示を行う。</u> <u>攻撃開始後</u> <u>攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。</u> (略)</p> <p>(4)航空攻撃からの避難 兆候を事前に察知できる場合 <u>時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1)着上陸侵襲からの避難」に準じてモデル避難実施要領を作成するものとする。</u> <u>なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には「兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。</u> 兆候を事前に察知できない場合 <u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。</u> <u>これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。</u></p>	<p><u>NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</u> <u>ア 核兵器の場合</u> <u>(ア)核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</u> <u>(イ)核攻撃後も放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。</u> ・被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。 (略) <u>(ウ)放射性降下物の～</u> (以下略)</p> <p>(3)ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難 <u>必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</u> (略)</p> <p>(4)航空攻撃からの避難 兆候を事前に察知できる場合 <u>着上陸侵襲と同様に大規模な侵襲が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。このため、市は「(1)着上陸侵襲からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u> 兆候を事前に察知できない場合 <u>対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。</u> <u>このため、市は「(2)弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。</u></p>	<p>県の国民保護計画に合わせ、武力攻撃事態の事前と事後に分け、避難実施要領の内容を具体的に記述</p>

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
2-11-1	第11章 訓練の実施等 第1節 市の訓練 (1) 実動訓練	第10章 訓練の実施等 第1節 市の訓練 (1) 実地訓練	国の訓練区分の呼称と整合
3-1-2	第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第2節 市国民保護対策本部等の組織等 1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務 (1) 組織の体系 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、_____教育長、上下水道事業管理者 (略) 【川越市国民保護対策本部組織図】中 副本部長 副市長、_____教育長、上下水道事業管理者	第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第2節 市国民保護対策本部等の組織等 1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務 (1) 組織の体系 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、 <u>収入役</u> 、教育長、上下水道事業管理者 (略) 【川越市国民保護対策本部組織図】中 副本部長 副市長、 <u>収入役</u> 、教育長、上下水道事業管理者	組織体制から収入役を削除
3-1-3	第3節 関係機関との連携体制の確保 2 国・県の現地対策本部との連携 市国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力を努めるものとする。</u>	第3節 関係機関との連携体制の確保 2 国・県の現地対策本部との連携 市国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行う。	国の基本指針の改訂に整合 (基本指針から抜粋) (国の)現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
3-1-3	<p>5 現地調整所の設置</p> <p>市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関という。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p> <p>但し、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整のうえ、知事が現地調整所を設置するものとし、市は必要に応じ職員を派遣する。</p>		<p>国の基本指針の改訂に整合</p> <p>(国の基本指針から抜粋)</p> <p>市町村長または都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>
3-4	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(ウ)市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターや救急医療用ヘリコプターによる搬送の要請を行う。</p>	<p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>3 医療の提供及び助産</p> <p>(1)救急救助、傷病者の搬送</p> <p>傷病者搬送の手順</p> <p>イ 傷病者搬送の要請</p> <p>(ウ)市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。</p>	<p>救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を追加</p>

編-章-節	新(案)	旧	変更理由
3-6-2	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 氏名 出生の年月日 男女の別 住所 国籍(日本国籍を有していない者に限る) ～ のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る) 居所 負傷又は疾病の状況 及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 照会に対する同意の有無</p> <p>(2) 死亡した住民に関し収集する情報 上記 ～ に加えて 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在 連絡先のほか、必要な情報 照会に対する同意の有無</p>	<p>第6章 情報の収集・提供 第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1) 避難所等において避難住民等から収集する情報 氏名 生年月日 男女の別 住所 国籍(日本国籍を有していない者に限る) ～ のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る) 居所 負傷又は疾病の状況 及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報 上記 ～ に加えて 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在</p>	<p>安否情報収集の様式との整合</p>
6-1	<p>第6編 緊急対処事態対処編 第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置 1 想定する事態について (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態</p>	<p>第6編 緊急対処事態対処編 第1章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置 1 想定する事態について (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質(サリン)が大量散布された事態</p>	<p>県の国民保護計画に合わせ、サリン以外の放射性物質、生物剤、化学剤についてもマニュアルの策定を検討する必要が生じたため追加</p>
その他	<p>「防災危機管理課」に変更 計画変更後の編・章・節に変更</p>	<p>文中の課名「防災課」 文中の参照先「編・章・節」</p>	<p>組織変更に伴う課名の変更による</p>